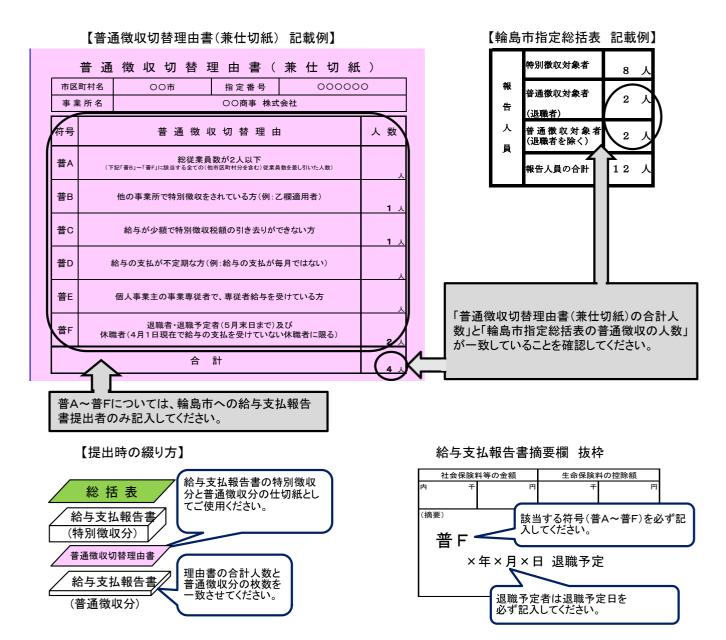
## 【普通徴収切替理由書の記入における注意事項】

- 1 普通徴収切替理由に該当し、かつ特別徴収できない方がいる場合は、該当理由の「人数」欄に、人数(輪島市内 <u>に居住の給与受給者のみ対象</u>)を記入し、毎年1月末日までに、給与支払報告書と併せて提出してください。
- 2 該当理由が複数ある方は、該当理由のいずれか一つに人数を記載してください。
- 3 給与支払報告書の摘要欄に該当する符号(普Aなど)を記入してください。なお、「普A~普F」の6項目以外の理由(個人の希望、事務の増加、専任の経理担当者がいない等)による普通徴収への切替は認められません。
- 4 普Aの理由に該当するかどうかは、他市区町村の居住者も含めて計算し、事業所全体で判定してください。 ※普Aの人数欄には、輪島市分のみを記載いただくとともに、2人以下であることを確認してください。
- 5 普Fの退職予定者は、給与支払報告書の摘要欄に退職予定日を必ず記入してください。
- 6 eLTAX等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力した上で、該当する符号(普Aなど)を摘要欄に記入してください。なお、普通徴収切替理由書の添付は不要です。



※ 普通徴収切替理由書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、普通徴収への切替ができないことがありますので、ご注意ください。

≪お問合せ先≫ 輪島市 市民生活部 税務課 電話 0768-23-1126